

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金交付要綱

制 定 平成30年3月23日付第201700293170号
最終改正 令和8年3月25日付第202600001309号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や地域の農林水産業界を牽引する女性リーダー育成に関する取組等を支援し、働き方改革を実現するとともに女性活躍の一層の推進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 本補助金は、同一の事業実施主体による同じ事業内容での活用は、補助対象としない。ただし、やむを得ない事由等により補助事業を中止したことにより本補助金の交付を受けなかった場合は、この限りでない。

4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業を行う年度の2月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号-1から様式第1号-4及び様式第2号-1から様式第2号-3によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施に当たり、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他関係法規による許認可、届け出等が必要な場合は、予め許認可の取得、届け出等を行うものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号－1から様式第4号－4まで及び様式第2号－1から様式第2号－3までによるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が20万円以上の機械、器具及び不動産を除く施設並びに設備

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(入札等)

第9条 補助事業者は、別表の第1欄の3の(1)又は(2)に掲げる補助事業により機械、器具、施設等を整備する場合は、原則として3者以上の競争入札又は相見積もりにより、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めなければならない。

(提出書類の部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により県に提出する書類は、正本1部とする。

2 前項の書類の提出先は、農業及び林業に係る団体(全県域を範囲とする団体を除く。)又は個人は、所管の地方機関(東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、及び西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。)の長に提出しなければならない。また、農業及び林業に係る団体(全県域を範囲とする団体に限る。)にあっては知事に、水産業に係る団体又は個人にあっては、その所在地が米子市、境港市、西伯郡及び日野郡にあっては境港水産事務所に、それ以外は水産振興局水産振興課を経由して知事に提出するものとする。

3 第1項の書類の提出を受けた地方機関の長は、提出を受けた書類の写し並びに規則及びこの要綱の規定に基づき補助事業者に通知した書類の写しを経営支援課に提出するものとする。また、境港水産事務所長及び水産振興課長にあっては、提出を受けた書類を経営支援課長に提出するものとする。なお、境港水産事務所長及び水産振興課長は、第4条の規定に基づき提出された交付申請書の提出にあっては、様式第6号により意見を添えて提出するものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月12日から施行する。令和4年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年4月26日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和6年4月18日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和8年3月25日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表（第3条、第9条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
1 農業女子ネットワーク取組支援 （地域農林水産業の振興、女性の経営参画などの働き方改革等の具体的成果に繋がる取組や女性の活躍推進に繋がる取組支援） 〈団体向け〉	次の要件を全て満たす団体又はグループ ア 鳥取県内在住の3人以上の女性農林水産業者（生計を同じくする者が農林水産業者である場合を含む。）や農山漁村の振興を担う女性で組織するもの（女性が代表者かつ構成員の過半数が女性である場合に限る。） なお構成員の要件は次のいずれかの要件を満たす者 （ア）家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者 （イ）認定農業者（連名認定者）又は2年以内に認定農業者（連名）申請予定者 なお、連名認定者については、農業法人において法人の代表者と生計を同じくする者が、法人の構成員（役員）かつ業務分担などの役割が明確となっており、認定に当たって主たる従事者とされている場合は、その者を含むこととする。 （ウ）（ア）以外の者であって、本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長又は地方機関の長が認める者（例：男女共同参画推進認定企業に勤める者 等） イ 事業実施体制が整っていること。 ウ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。	未就学児童託児費用、ヘルパー等確保費用、経営アシスト機器導入による労力軽減費用、経営コンサルティング費用、経営力向上・リーダー育成のための研修会の実施・参加費用等、農林水産業女子の取組のうち次の科目とする。 報償費、旅費、消耗品、燃料費、印刷製本費、原材料費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費 備品購入費（10万円以下であって、労力軽減に係るものに限る） ※視察、他団体等が開催する研修会等参加に関連する経費は、補助対象経費全体の1／2以下とする。	1／2	同一年度10万円を上限とする。
2 技術・資格習得支援 （女性の経営参画などの働き方改革に資する取組支援） 〈個人向け〉	県内在住の次の要件を全て満たす女性 ア 農林水産業に現に従事している、又は農林水産業に従事することが確実であると見込まれる（生計を同じくする者が農林水産業で当該農林水産業に寄与すると認められる場合を含む。）者で、本事業の目的に沿う次のいずれかに該当する者 （ア）家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者（予定者の場合は、協定締結後に協定書の写しを提出すること。） （イ）認定農業者（連名認定者）又は2年以内に認定農業者（連	（1）対象となる資格等 農林水産業の経営参画等に向け資質向上やレベルアップを図るための必要な技術又は資格のうち次に掲げるものの習得 ア 各分野共通 商業経済検定、リテールマーケティング（販売士）、日商簿記検定、農業簿記検定、マーケティングビジネス実務検定、指導農業機械士技能検定、農業機械士技能検定、小型車両系建設機械運転特別教育（3 t未満）、フォーク	1／2	一人当たり同一年度15万円を上限とする。

	名)申請予定者(予定者の場合は、申請後に申請書の写しを提出すること。) なお、連名認定者については、農業法人において法人の代表者と生計を同じくする者が、法人の構成員(役員)かつ業務分担などの役割が明確となっており、認定に当たって主たる従事者とされている場合は、その者を含むこととする。 (ウ)(ア)、(イ)以外の者であって、本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長又は地方機関の長が認める者(ただし、農業に従事している、又は従事することが確実と見込まれる者にあつては、原則、その者が従事する農業経営の経営主(法人の場合は法人代表者)が生計を同じくする場合を除く。) (例：男女共同参画推進認定企業に勤める者 等) イ 暴力団員でないこと。	リフト運転技能者講習、玉掛け技能講習 イ 主に農業分野 米・食味鑑定士、野菜コーディネーター、野菜ソムリエ、ベジタブル&フルーツアドバイザー、日本農業技術検定、土壌医検定、家畜人工受精師、刈払機取扱作業者教育 ウ 主に林業分野 森林インストラクター、きのこアドバイザー、山菜アドバイザー、樹木医 エ 主に水産業分野 小型船舶操縦士(特殊小型は除く。)、おさかなマイスター(アドバイザーは除く。) オ その他 上記以外の技術、資格であつて、本補助金の目的に沿うものとして農林水産部長又は地方機関の長が認めるもの。 (2)対象となる費目 受験料、受講料(入学科を含む。)、教材費(受講機関の指定するもの又は独学により受験する場合に独自に調達する受験勉強に必要なテキスト及び問題集に限る。)、受講又は受験に伴い県外に旅行する場合には、交通費(公共交通機関を利用する場合に限る。)及び宿泊費(1泊につき9800円を上限とする。)	
--	--	--	--

3 就労環境整備の応援に関する取組支援 (1) 就労環境整備 (個人向け)	(1) 就労環境整備 次の要件を全て満たす農業者 ア 女性が働きやすい就労環境を目指す農業者（法人を除く。）で、3名以上雇用（ただし、農作業期間のうち、過半を超える期間を雇用する場合に限る。）し、半数以上を女性又は障がい者が占め、次のいずれかに該当する者。なお、生計を同じくする者は雇用の人数には含めないこととする。 (ア) 家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者（予定者の場合は、協定締結後に協定書の写しを提出すること。） (イ) (ア) 以外の者であって、本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長又は地方機関の長が認める者 イ 暴力団員でないこと。	(1) 対象となる経費 女性が働きやすい就労環境を目指すため必要となる次の施設・設備等の設置又は修繕等に要する経費 ・更衣室、休憩室、シャワールーム、トイレ等	1 / 2	一事業主体 当たり50万円を上限とする。 (1回限り)
(2) 労働負担軽減 (個人向け)	(2) 労働負担軽減 次の要件を満たす女性 ア 農林水産業に現に従事している女性で、本事業の目的に沿う次のいずれかに該当する者 (ア) 認定農業者（連名認定者を含む） なお、連名認定者については、農業法人において法人の代表者と生計を同じくする者が、法人の構成員（役員）かつ業務分担などの役割が明確となっており、認定に当たって主たる従事者とされている場合は、その者を含むこととする。 (イ) 認定新規就農者 (ウ) 家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者（ただし、女性が経営参画している経営体に限る。） (エ) (ア) から (ウ) まで以外の者であって、本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長又は地方機関の長が認める者 イ 暴力団員でないこと。	(2) 対象となる経費 重量物運搬等の労働負担の軽減、腰痛などの運動器疾患を予防するための装具 ・器具の導入に要する経費 ・アシストスーツ、電動剪定ばさみ等	1 / 3	一事業主体 当たり、上限額15万円、下限額5万円とする。

(注) 1 第2欄に掲げる者のうち、2年以内に家族経営協定締結予定者又は2年以内に認定農業者（連名）申請予定者が本事業を行う場合は、交付決定の日を起点として2年以内に家族経営協定の締結又は認定農業者（連名）の申請を行うものとし、締結した協定書又は申請した申請書の写しを提出しなればならない。

- 2 補助対象経費のうち工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工し、又は実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第 1 号ー 1 （別表第 1 欄の 1 の事業の場合）（第 4 条関係）

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

補助事業名	事業内容	事業費	補助対象経費 (算定基準額) (A+B)	負担区分		備考
				県 (A)	その他 (B)	
		円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	

3 他の補助金等の活用の有無

有 ・ 無 （いずれかに○をすること）

（注）「有」の場合は、活用する補助金等の名称、当該補助金に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

[]

4 消費税の取扱い

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が 5 %を超えている公益法人等 ・ 仕入れ控除税額が明らかでない一般課税事業者
（いずれかに○をすること）

5 事業完了予定年月日

6 事業内容の詳細

区分		内 容	
1	事業実施主体	「 」 構成人数 人（内 女性 人）	
2	取組区分	☐ 環境改善 ☐ 技術取得 ☐ 経営力向上 ☐ 情報発信 ☐ 人材育成 ☐ その他（ ）	
3 事業 内容	背景と現状		
	実施内容		
5	期待される成果		
6	補助金活用実績	※過去に同様の補助金等を活用した場合は該当の年度を記載してください。 ・今こそ農林水産業に女性の力を！自主参画推進事業費補助金（ 年度、 年度） ・とっとり農林水産業女子による働き方改革推進事業費補助金（ 年度、 年度）	

※団体、グループの概要が分かる資料及び事業実施主体の組織構成に関する書類（別記様式1「事業実施主体の組織構成」）を添付すること。

代表者連絡先

住 所	〒		
代表者名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	E-mail：

(別記様式1) 事業実施主体の組織校正

団体名：

1 構成員の詳細

氏名	男女 の別	住所 (番地不要)	主な経営 品目・規模	家族経営協定締結状況		認定農業者（連名） の状況		備考
				(締結済) 締結年月日	(締結予定) 予定年月	(認定者) 認定年月日	(申請予定) 予定年月	
								代表者

構成員数： 名（うち女性 名、男性 名）

2 団体構成員の男女共同参画の取組状況

(単位：人)

区 分		締結済・申請済 (人数)	締結予定・申請予定 (人数)	合計	
家族経営協定締結及び認定農業者（連名）の実人数（A）	女性				
	男性				
	小計				
	うち家族経営協定締結状況 (注) 認定農業者（連名）と重複 して可	女性			
		男性			
		小計			
	うち認定農業者（連名）申請状況 (注) 家族系恵協定締結と重複し て可	女性			
		男性			
		小計			
その他（B）	女性				
	男性				
	小計				

様式第1号ー2（別表第1欄の2の事業の場合）（第4条関係）

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

補助事業名	事業内容	事業費	補助対象経費 (算定基準額) (A+B)	負担区分		備考
				県 (A)	その他 (B)	
		円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	

3 他の補助金等の活用の有無

有 ・ 無 （いずれかに○をすること）

（注）「有」の場合は、活用する補助金等の名称、当該補助金に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

[]

4 消費税の取扱い

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 仕入れ控除税額が明らかでない一般課税事業者
（いずれかに○をすること）

5 事業完了予定年月日

6 事業内容の詳細

区分	内容
1 事業主体要件	☐ 農林水産業者又は農林水産業に従事することが確実であると見込まれる者 (以下のいずれかに該当する者) ☐ 家族経営協定締結者・ ☐ 2年以内に家族経営協定締結予定者 (協定締結年月日又は締結予定年月: 年 月 日 (年 月)) ☐ 認定農業者(連名)・ ☐ 2年以内に認定農業者(連名)申請予定者 (認定年月日又は申請年月: 年 月 日 (年 月)) ☐ 上記に該当しない場合(本事業の目的に沿う取組を具体的に記載すること)
2 取得しようとする技術・資格等	☐ 暴力団員でない
3 取得の目的	
4 取得するための方法	☐ 試験の受験のみ ☐ 通学による事前講習の受講及び試験の受験 ☐ 通信教育による事前講習の受講及び試験の受験 ☐ 講習会等の受講(修了試験等がない場合) ☐ その他 ()
5 申請者の現在の農林水産業の課題	
6 本補助金を活用した場合の課題解決及び成果	

※1 取得しようとする技術・資格等の内容(パンフレット、応募チラシ等)の分かる資料を添付すること。

- 2 事業主体が家族経営協定締結者又は認定農業者(連名認知者)の申請者である場合は、協定書、申請書(認定書でも可)の写しを添付すること。なお、認定農業者(連名認定者)のうち、農業法人の構成員(役員)である場合は、要件を満たしていることが分かる資料を添付すること。

申請者連絡先等

住所	〒		
氏名			
連絡先	電話:	ファクシミリ:	E-mail:
① 経営体の名称 () 申請者が属する②申請者の属性(いずれかにチェック) 経営体等 ☐ 経営者(法人代表含む)・ ☐ 法人構成員(法人代表以外)・ ☐ 専従者・ ☐ 従業員・ ☐ その他 ()			

(注) 申請者が属する経営体等の②の「その他」は、予定の場合等を含め、具体的に記載すること。

様式第1号ー3（別表第1欄の3の(1)の事業の場合）（第4条関係）

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

補助事業名	事業内容	事業費	補助対象経費 (算定基準額) (A+B)	負担区分		備考
				県 (A)	その他 (B)	
		円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	

3 他の補助金等の活用の有無

有 ・ 無 （いずれかに○をすること）

（注）「有」の場合は、活用する補助金等の名称、当該補助金に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

[]

4 消費税の取扱い

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 仕入れ控除税額が明らかでない一般課税事業者
（いずれかに○をすること）

5 事業完了予定年月日

6 事業内容の詳細

区分	内容
1 事業主体要件	☐ 女性が働きやすい就労環境を目指す者（ただし、法人を除く。）で、常時3名以上雇用し、そのうち半数以上を女性が占める次の農業者 ☐家族経営協定締結者・☐2年以内に家族経営協定締結予定者 （協定締結年月日又は締結予定年月： 年 月 日（ 年 月）） ☐上記に該当しない場合（本事業の目的に沿う取組を具体的に記載すること） ☐ 暴力団員でない
2 経営状況	1 経営品目 2 経営規模 3 従業員数 名（うち女性従業員数 名） 4 申請者の現在の課題 5 本補助金を活用した場合の課題解決と成果
3 職場環境改善の内容	

- ※1 施設、設備の詳細が分かる資料（カタログ、仕様書、図面等）を添付すること。
2 別記様式2の従業員名簿を添付すること。
3 事業主体が家族経営協定締結者である場合は、協定書の写しを添付すること。

7 法令、規則等に基づく手続

- (1) 施設、設備等を整備する所在地及び地目
(所在地) (地目)
- (2) 農地法、農業振興地域に関する法律、建設基準法、その他の法令、規則等に基づく手続きの必要性の有無
有 ・ 無 (いずれかに○)
- (3) 手続きが必要な法令、規則等がある場合、その法令等の名称、内容、手続き(許認可、届け出等)等

法令等の名称	手続きの内容	手続きの方法 (注 1)	手続きの結果 (注 2)

(注1) 許可、認可、届け出等の手続の方法を記載

(注2) 届け出の場合は記載不要

申請者連絡先

住所	〒		
氏名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	E-mail：

(別記様式2) 従業員名簿

1 申請者の農業経営における農作業期間等

作物・品目の名称	農作業期間(注)	全作物・品目の農作業期間(注)

(注) 農作業期間は、栽培にかかる作業(準備、片付け含む)、出荷販売の期間でよい。

(農業機械のメンテナンス等のみであり、栽培にかかる作業や出荷販売が無い期間を除くことができる。)

2 従業員名簿

氏名	男・女の別	住所	常時雇用・パート雇用の別	雇用期間(注2)

(注1) 雇用する全従業員を記載すること

(注2) 雇用期間は、原則、直近1年間の実態を記入すること。なお、1年未満の者は雇用契約等による見込みでよい。

様式第1号ー4（別表第1欄の3の(2)の事業の場合）（第4条関係）

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

補助事業名	事業内容	事業費	補助対象経費 (算定基準額) (A+B)	負担区分		備考
				県 (A)	その他 (B)	
		円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	

3 他の補助金等の活用の有無

有 ・ 無 （いずれかに○をすること）

（注）「有」の場合は、活用する補助金等の名称、当該補助金に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

（
）

4 消費税の取扱い

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 仕入れ控除税額が明らかでない一般課税事業者
（いずれかに○をすること）

5 事業完了予定年月日

6 事業内容の詳細

区分	内容
1 事業主体要件	☐ 農林水産業に現に従事している女性（以下のいずれかに該当する者） ☐ 認定農業者（連名認定者を含む。） （認定年月日： 年 月 日） ☐ 認定新規就農者 （認定年月日： 年 月 日） ☐ 家族経営協定締結者・☐ 2年以内に家族経営協定締結予定者 （協定締結年月日又は締結予定年月： 年 月 日（ 年 月 ）） ☐ 上記に該当しない場合（本事業の目的に沿う取組を具体的に記載すること） ☐ 暴力団員でない
2 導入する装具・器具	
3 導入する装具・器具の用途、目的	
4 申請者の就労環境に対する課題	
5 本補助金を活用した場合の課題解決及び成果	

※1 導入しようとする装具・器具の内容の分かる資料を添付すること。

- 2 事業主体が、認定農業者（連名認定者）、認定新規就農者、家族経営協定締結者の場合は、認定書又は協定書の写しを添付すること。なお、認定農業者（連名認定者）のうち、農業法人の構成員（役員）である場合は、要件を満たしていることが分かる資料を添付すること。

申請者連絡先

住所	〒		
氏名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	E-mail：

収支予算書（収支決算書）

【収入の部】 (単位：円)

区 分	予算額（決算額）	摘 要
県補助金		
自己資金		
合 計		

【支出の部】 (単位：円)

区 分	予算額（決算額）	摘 要
報償費		
旅費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
原材料費		
通信運搬費		
使用料及び賃借料		
委託費		
人件費		
合 計		

※視察・他団体等が実施する研修会等参加に関連する経費は、補助対象経費全体の1／2以下とする。

※備品購入費は、10万円以下であって、労力権限に係るものに限る。

※事業費の詳細が分かる資料（収支予算にあっては見積書の写し等、収支決算にあっては支払額が分かる請求書・領収書等の写し）を添付すること。

収支予算書（収支決算書）

【収入の部】 (単位：円)

区 分	予算額（決算額）	摘 要
県補助金		
自己資金		
合 計		

【支出の部】 (単位：円)

区 分	予算額（決算額）	摘 要
受験料		
受講料		
教材費		
旅費交通費及び宿泊費		
合 計		

※事業費の詳細が分かる資料（収支予算にあつては見積書の写し等、収支決算にあつては支払額が分かる請求書及び領収書又は振込関係書類の写し等）を添付すること。

様式第2号—3（別表第1欄の3の（1）、（2）の事業の場合）（第4条、第7条関係）

収支予算書（収支決算書）

【収入の部】 (単位：円)

区 分	予算額（決算額）	摘 要
県補助金		
自己資金		
合 計		

【支出の部】 (単位：円)

区 分	予算額（決算額）	摘 要
合 計		

※事業費の詳細が分かる資料（収支予算にあっては見積書の写し等、収支決算にあっては支払額が分かる領収書又は振込関係書類の写し等）を添付すること。

様

職 氏 名

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金交付要綱（平成30年3月23日付第201700293170号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

事業実施主体が「2年以内に家族経営協定締結予定者」又は「2年以内に認定農業者（連名）申請予定者」の場合は、次の5の補助金交付の条件を付記すること。

（家族経営協定締結予定者の場合）

5 補助金交付の条件

本補助金の交付を決定した日を起点として2年以内に家族経営協定を締結し、締結後は協定書の写しを提出すること。

（認定農業者（連名）申請予定者の場合）

5 補助金交付の条件

本補助金の交付を決定した日を起点として2年以内に認定農業者（連名）に関する申請を行い、申請書後はその写しを提出すること。

様式第4号ー1（別表第1欄の1の事業の場合）（第7条関係）

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

補助事業名	事業内容	事業費	補助対象経費 (算定基準額) (A+B)	負担区分		備考
				県 (A)	その他 (B)	
		円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	

3 他の補助金等の活用の有無

有 ・ 無 （いずれかに○をすること）

（注）「有」の場合は、活用する補助金等の名称、当該補助金に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

（

）

4 消費税の取扱い

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 仕入れ控除税額が明らかでない一般課税事業者
（いずれかに○をすること）

5 事業完了年月日

6 事業内容の詳細

区分	内 容
1 事業実施主体	「 」構成人数 人（内 女性 人）
2 取組区分	☐ 環境改善 ☐ 技術取得 ☐ 経営力向上 ☐ 情報発信 ☐ 人材育成 ☐ その他（ ）
3 実施内容	
4 事業成果	事業実施により得られた成果や課題
5 今後の展開	

※実施した内容、成果が分かる資料を添付すること。

代表者連絡先

住所	〒		
代表者名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	E-mail：

様式第4号ー2（別表第1欄の2の事業の場合）（第7条関係）
年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

補助事業名	事業内容	事業費	補助対象経費 (算定基準額) (A+B)	負担区分		備考
				県 (A)	その他 (B)	
		円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	

3 他の補助金等の活用の有無

有 ・ 無 （いずれかに○をすること）

（注）「有」の場合は、活用する補助金等の名称、当該補助金に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

[]

4 消費税の取扱い

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 仕入れ控除税額が明らかでない一般課税事業者
（いずれかに○をすること）

5 事業完了年月日

6 事業内容の詳細

区分	内容
1 取得した技術・資格等	
2 取得の目的	
3 取得するための方法	☐ 試験の受験のみ ☐ 通学による事前講習の受講及び試験の受験 ☐ 通信教育による事前講習の受講及び試験の受験 ☐ 講習会等の受講（修了試験等がない場合） ☐ その他（
4 本補助金を活用したことによる課題解決及び成果	

※技術や資格取得の可否等、本事業の結果が分かる資料を添付すること。

申請者連絡先

住所	〒		
氏名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	E-mail：

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

補助事業名	事業内容	事業費	補助対象経費 (算定基準額) (A+B)	負担区分		備考
				県 (A)	その他 (B)	
		円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	

3 他の補助金等の活用の有無

有 ・ 無 （いずれかに○をすること）

（注）「有」の場合は、活用する補助金等の名称、当該補助金に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

[]

4 消費税の取扱い

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 仕入れ控除税額が明らかでない一般課税事業者
（いずれかに○をすること）

5 事業完了年月日

6 事業内容の詳細

区分	内容
1 経営状況	1 経営品目 2 経営規模 3 従業員数 名（うち女性従業員数 名） 4 申請者の現在の課題 5 本補助金を活用したことによる課題解決と成果 6 雇用者の声
2 職場環境改善の内容	

※1 必要経費の分かる資料を添付すること。

2 職場改善前と改善後の様子が分かるもの（写真等）を添付すること

申請者連絡先

住所	〒		
氏名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	E-mail：

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

補助事業名	事業内容	事業費	補助対象経費 (算定基準額) (A+B)	負担区分		備考
				県 (A)	その他 (B)	
		円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	

3 他の補助金等の活用の有無

有 ・ 無 （いずれかに○をすること）

（注）「有」の場合は、活用する補助金等の名称、当該補助金に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

〔 〕

4 消費税の取扱い

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 仕入れ控除税額が明らかでない一般課税事業者
（いずれかに○をすること）

5 事業完了年月日

6 事業内容の詳細

区分	内容
1 導入した装具・器具	
2 申請者の就労環境に対する課題（装具・器具の導入前）	
3 本補助金を活用した成果	

※1 導入した装具・器具の内容、必要経費が分かる資料を添付すること。

申請者連絡先

住所	〒		
氏名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	E-mail：

番
令和 年 月 号
日

様

事業実施主体

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金
仕入控除税額確定額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった
年度とっとり農林水産業農業女子が進める働き方改革推進事業費補助金について、とっとり
農林水産業農業女子が進める働き方改革推進事業費補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定に基
づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 鳥取県補助金交付規則第 18 条に基づく確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入に係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

- 5 添付資料
- 仕入控除税額確定の参考となる以下の資料等を添付すること。
- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

(参考様式) (様式第 5 号の記の 5 (1) 関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6 の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区 分		課税仕入 れ	課税仕入			非課税 仕入れ	合計
			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳							

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

農林水産部長 様

機関の長

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金について（副申）

このことについて、別添のとおり補助金交付申請書が提出されましたので、下記の意見を付して関係書類を送付します。

記

1 申請者	
2 補助金の種類	1 別表第 1 欄「1 地域農林水産業の振興、女性の経営参画など働き方改革等の具体的成果に繋がる取組や女性の活躍推進に繋がる取組支援」 2 別表第 1 欄「2 技術・資格習得支援」 3 別表第 1 欄「3（1）緊急就労環境整備の応援に関する取組支援（就労環境整備）」 4 別表第 1 欄「3（2）緊急就労環境整備の応援に関する取組支援（労働負担軽減）」
3 事業主体要件	1 事業主体要件 2 事業実施主体が本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長が認める者に該当する場合は、その取組の具体的な内容
4 意見	1 要綱第 2 条の交付目的に沿った内容と認められる。 2 要綱第 2 条の交付目的に沿った内容とは認められない。 3 その他（ ）
5 理由	